

Ⅲ. 対策の方針

(1) 対策の基本的な考え方

1) 対策基盤の整備

外来種対策を効果的に推進していくためには、対策の基盤となる「①県民の外来種問題への理解」、「②外来種に関する情報」、「③外来種対策に関わる人材」が不可欠です。これらの基盤を整備する取組を進めます。

① 県民への普及啓発

ペットは私たちの生活と密接に関わっている一方で、それが野外に逃げ出してしまうことで外来種となり、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害防止三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。また、外来種対策には多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。そのためには外来種問題とその対策の必要性を県民全体が理解する必要もあります。

外来種問題の正しい認識を広めるため、県民への普及啓発の取組を進めます。

② 情報収集・情報発信

県内にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。また、今後更なるグローバル化が進み、新たな外来種の侵入リスクが高まることが想定されます。県民や外来種対策に関わる関係者に、外来種に関する正しい情報を伝えることにより、適切な対応が促されます。

このため、県内における外来種の侵入・定着情報、侵入の危険性がある侵略的な外来種の情報、外来種対策の取組情報などを常時収集し、迅速・効果的に発信していきます。そのために、市町村や関係機関、研究者等と情報交換をするためのネットワークを構築します。

③ 人材育成・技術開発

外来種問題への本格的な取組が始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、外来種対策に取り組む人材の育成が必要です。

外来種対策では、対策を企画立案する人材、防除作業に携わる人材、防除に関する科学的なデータや技術を提供する研究者、正しい知識を伝える教育者などさまざまな人材が必要となります。

また、外来種対策は対象種ごとに方法が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが課題となっている外来種が数多くいます。生態系等への影響が大きい外来種については、行政・民間企業・研究機関等が協力して対策技術の開発を進めることが必要です。

外来種対策に関わるセミナーの開催や教材等による人材の育成、対策技術の開発を推進します。

2) 侵入の防止（予防）

外来種対策で最も重要な取組は、外来種を本県に侵入・定着させない予防の取組です。沖縄県に侵入する外来種には、「①人間が意図的に導入する外来種」と「②物資に混入するなど意図せず導入される外来種」があります。それぞれに応じた予防対策を実施することで、侵略的な外来種の侵入を防止します。

① 意図的外来種への対策

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用、食用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。こうした動植物の導入は、園芸植物が野外に逸出したり、ペットが飼養者によって捨てられるなど、外来種の侵入リスクを含んでいます。外来生物法における特定外来生物は輸入が禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に放たれてしまう危険性があります。

意図的に導入される外来種については、侵略性のある外来種についての情報を収集し、動植物を輸入する関係者や利用者・飼養者に対して、どのような配慮を求めるか分析したうえで、適正管理の必要性を伝えていきます。

② 非意図的外来種への対策

土砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。これらの非意図的に侵入する外来種については、侵入経路の特定とモニタリングにより侵入を予防します。

ただし、非意図的に侵入する外来種への対策は意図的に導入される外来種と比べ対処が困難であり、外来種の侵入をすべて防止することは現実的ではありません。たとえ外来種が侵入してしまった場合でも早期に発見し、対策を行うことのできる体制を整えるなど、侵入防止の取組と侵入初期の対応を複合的に検討します。

3) 防除の推進

すでに県内に侵入・定着している外来種のうち、生物多様性への影響が大きいと考えられる種については、捕獲等による防除を実施します。外来種の防除では、基本的には外来種の個体数をゼロにする根絶を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、分布の拡大を制御するなどの被害低減を目指した取組を実施します。

① 早期発見と初期防除の重視

外来種が定着した場合、定着初期段階における早期の発見と初期防除が重要となります。外来種の個体数が増加する前に迅速に対応することで根絶が容易となり、防除期間が短くなることで駆除する個体数や駆除にかかるコストを最小限に抑えることができます。新たな外来種の侵入が確認された場合は、緊急性や対応の優先順位を速やかに判断し、防除を実施します。

② 戦略的な防除の実施

分布拡大期やまん延期における防除には、コストと期間が多くかかる場合が多いことから、対策の優先度（被害の深刻度・規模、対策の実行可能性・実効性・効率性等）を踏まえて目標の設定を行い、戦略的に防除を実施します。目標設定では、生物多様性の保全上重要な地域における地域的な根絶や低密度管理など目的を明確にした上で防除に取り組みます。

（２）区分ごとの対策

県内への定着状況、生態系等への影響の程度等を考慮して外来種を５種類に区分し、それぞれの区分について下記の対策を実施します。

なお、生態系等への影響が非常に大きいと考えられる外来種が新たに確認された場合は、区分を問わず速やかに対策を実施します。

１）防除対策外来種

① 重点対策種

沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が大きいことから重点的に駆除等を実施する必要がある外来種を「重点対策種」とします。最も優先順位が高い外来種として、各主体がそれぞれの役割において防除を中心とした総合的な対策を実施します。

② 対策種

沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「対策種」とします。分布や被害の情報に注視し、必要に応じて重点対策種に区分を見直します。また、蔓延状態であることや生態的な特性から経済的・技術的に対策が困難な外来種については、順応的な管理を行う外来種として「対策種」に区分し、県内外の未定着地域に移出ししない対策を検討します。こうした対策が困難な外来種については、それらが外来種であることを認識し、さらなる拡大を防ぐべきであるという意識を県民が共有することが重要であり、正しい理解を促すための普及啓発を進めます。

２）定着予防外来種

① 重点予防種

沖縄県内には未定着ですが、侵入した際の生態系等への影響が大きい外来種を「重点予防種」とします。特に侵入・定着を予防し、発見した場合の初期防除を行う必要があることから、重点的に予防対策を実施します。

② 予防種

沖縄県内には未定着ですが、これまでの知見から生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「予防種」とします。侵入・定着を予防するとともに、他地域の被害状況に注視して必要に応じて重点予防種に区分を見直します。

3) 産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さい代替性を有するものがないなどのため、利用において移出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を「産業管理外来種」とします。本県の生態系は島しょ特有の脆弱なものであることから、生態系等への影響について特に慎重に検討する必要があります。種ごとの利用上の留意点を呼びかけ、野外への移出を防止します。

(3) 対策の効果の維持

グローバル化が進む今日では、新たな外来種が侵入する可能性が常に存在しています。また、過去に侵入した外来種が分布を拡大し、生態系等への影響が看過できない状況になる可能性もあります。このため、対策の効果を維持するためには順応的に計画を見直していく必要があります。

本指針の目標として示す「外来種リスト」については、毎年外来種の侵入に関する情報収集を行い、影響の程度によって見直しを行います。「外来種対策行動計画」では各対策の進捗状況を毎年確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 各主体の役割

本指針で示す外来種対策を実効性のあるものとするためには、各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、連携しながら取組を進めていくことが重要です。

以下に、県、市町村、県民、企業、その他の主体にそれぞれ期待される役割を示します。

1) 県

県は、関係部局との適切な役割分担の下、連携して本指針の目標達成に向けての施策を総合的・計画的に展開するとともに、市町村・県民・企業などさまざまな主体に対して外来種対策の取組を行ってもらうよう積極的に働きかけを行います。また、外来種対策に必要な財源の確保を検討するとともに、国と県内の各主体と情報を共有・交換し、連携・協力体制を構築します。

2) 市町村

市町村は、地域の住民・自然に最も身近な行政機関であることから、外来種に関する普及啓発活動や外来種の情報収集を効果的に取り組むことができます。沖縄県・地域住民と連携しながら、地域の特性に応じた外来種対策に取り組むことが期待されます。

3) 県民

外来種問題はペットの遺棄や園芸植物の移出など私たち県民の生活と関わりの深い環境問題です。沖縄県の生物多様性を脅かす外来種について関心を持ち、正しい認識をもつことで、外来種を野外にむやみに放さないなど正しい行動をとることが望まれます。地域の自然に対する理解を深め、外来種対策を含めた保全活動に積極的に参加することも期待されます。また、次

の世代を担う子供達に地域の自然の大切さと外来種対策の重要性を伝えていくことも重要な役割です。

4) 企業

企業は、事業活動において生物多様性に与える影響を認識し、事業のさまざまな場面において生物多様性の保全の配慮に努めることが重要です。事業活動において外来種を利用する場面も多いことから、外来種問題について正しい認識を持ち、事業地を適切に管理するとともに、侵略的な外来種を導入しない、野外に放さないなど適切な事業活動を行うことが望まれます。また、企業の社会的責任（CSR）を踏まえ、関係機関と連携して自ら積極的に外来種対策を行うなど地域において一定の役割を担うことが期待されます。

5) その他

NPOや自治会などは、清掃活動など地域に根差した活動を通じて自然環境の保全に貢献しています。地域の自然の魅力を地域住民に伝えるとともに、外来種を緑化に利用しないなど外来種問題に配慮した活動を行うことが望まれます。また、地域において外来種対策を実施する主体としての役割も期待されます。

県外の方は、本県を訪れる際に外来種を持ち込まない、また本県から持ち出さないなどの行動が期待されます。

メディアは、国や県が発信する外来種の情報を県民や企業などに伝えることで、外来種問題の普及啓発に貢献しています。外来種問題の重要性を理解し、科学的知見を踏まえた報道を行うことが期待されます。

研究者は、外来種の生態や防除技術の研究・開発を行うことで、戦略的・効果的な防除に欠かせない役割を担っています。国や県が実施する外来種対策と連携した研究を進めることで、外来種対策推進に貢献することが期待されます。

教育機関は、学校教育を通じて子供たちに外来種に関する知識を伝える重要な役割を担っています。また、博物館や動物園等は、来場者への社会教育を通じて外来種問題の認識を社会全体に普及していく役割を担っています。本県の外来種問題や対策の重要性について教育を行い、外来種対策や地域の自然の保全活動を担う次世代の人材を育成していく役割も期待されます。また、飼育や実験で用いる外来種を適切に扱うことが求められます。